

## 多文化共生社会への虹の架け橋

関連する主な人権課題：外国人

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 平成14(2002)年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、「近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しており、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」としたうえで、「しかし、現実には、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など、様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、いまだに一部に問題が存在している」と述べている。
- (2) 世界の金融資本市場の危機に伴う世界的な景気後退は、日系人をはじめ日本語で生活することが困難な外国人に対し、教育や雇用など、様々な面で深刻な影響を与えており、こうした状況を受け、現在、経済上の問題から就学が困難となっている外国人児童生徒に対する就学支援や外国人に対する就職支援、防災対策の促進、多言語による情報提供など、様々な取組が推進されている。
- (3) 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、広い視野をもち、外国人のもつ文化、宗教、生活習慣などにおける多様性を尊重し、共に生きていこうとする意欲や態度を育成することが求められている。具体的な取組としては、地域に在住する外国人から、その国の生活習慣や文化、郷土料理、民族舞踊などを教わったり、体験したりする活動などが考えられる。なお、指導計画の作成にあたっては、地域に在住する外国人や在籍する外国人児童生徒などの実態を踏まえることが大切である。

### 2 展開例（活動課題(2)）

#### (1) 学習のねらい

外国人県民が生活するうえでの課題を理解し、外国人県民が安心して暮らせる地域づくりに向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
1 班ごとに調査地域を決める。  2 調査を行い、調査内容をまとめる。  3 班ごとに調査結果を発表する。  4 ふり返りを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動目的や活動上の注意事項を理解させる。</li> <li>○ 写真などに記録するとともに、外国人県民が生活するうえでの課題についても整理させる。</li> <li>○ 「外国人県民が安心して暮らせる地域づくり」の視点から意見交換させる。</li> <li>○ 外国人県民が安心して暮らせる地域づくりに向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 外国人児童生徒にかかる教育指針(抜粋)（兵庫県教育委員会 [平成 12 (2000) 年]）

世界は今、文化、経済をはじめあらゆる分野の活動が地球規模で展開され、国境を越えた相互依存の様相を強めている。このようなグローバル化が進行する中で、あらゆる国の人々と共生を目指す国際性豊かな人間の育成が求められている。

現在、兵庫県内に在住する外国人は、約 10 万人に及んでおり、そのうち 6 万人あまりが在日韓国・朝鮮人である。また近年は、就労や留学目的等で在住するアジアや中南米諸国の人々が急激に増加してきている。

兵庫県では、平成 6 年 (1994 年) に「地域国際化推進基本指針」を、さらに平成 11 年 (1999 年) には、阪神・淡路大震災における国籍や民族を超えた助け合いの体験などを通じて得た教訓も踏まえ、基本指針の「フォローアップ方策」を策定し、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解や寛容の心を育む「こころの国際化」に努めている。

兵庫県教育委員会では、人権尊重を基盤に国際的視野をもち、異文化を理解し尊重するとともに、異なる文化をもった人々とともに生きていく態度を育む取組を進めてきた。

平成 10 年 (1998 年) 3 月には「人権教育基本方針」を策定し、すべての人の基本的人権を尊重し、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育を推進している。

しかしながら、異質なものを排除しがちな日本の社会にあって、外国人に対して、歴史的経緯や社会的背景などにより生み出された偏見や差別が存在している。このような現状において、外国人児童生徒の中には、本名を名乗りにくいなど、民族的自覚や誇りの確立を阻害されている状況がみられたり、また、日本語理解が不十分なことや文化、生活習慣の違いなどが起因となって、疎外感を感じたり、いじめを受けるなど、諸問題が生じてきている。

そこで、多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかる課題の解決に取り組むため、指針を策定する。

##### <基本的な考え方>

- 1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。
- 2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていくとする意欲や態度を身につけさせる。
- 3 共生の心を育成することを目指し、すべての児童生徒に多様な文化をもった人々と一緒に生きていくための資質や技能を身につけさせる。
- 4 外国人児童生徒にかかる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

#### (2) 兵庫県教育委員会の取組

##### ア 子ども多文化共生サポーター

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員と児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターの派遣を行っている。平成 22(2010) 年 12 月現在、24 言語 123 名を 304 校に派遣している。

##### イ 子ども多文化共生ボランティア

外国人児童生徒に対する日本語指導や母語・母文化保持の支援、外国人児童生徒やその保護者に対する通訳や翻訳などの活動を行っている。平成 22(2010) 年 12 月現在、190 名の登録があり、市町教育委員会や学校などの要請により、子ども多文化共生センターが紹介している。